

鳥取県認定こども園に関する条例の改正（幼保連携型認定こども園の認可基準）の

パブリックコメントの実施結果について

平成 26 年 9 月 2 日
子育て応援課

1. 実施結果

(1) 募集期間 平成 26 年 7 月 14 日から平成 26 年 7 月 31 日まで

(2) 意見応募件数

ファクシミリ	計
3 (1)	3 (1)

※ 意見の件数。応募者数は、括弧書

2. 意見及び対応案

項目	御意見の内容	対応案
職員配置 (配置基準)	<p>・ 補助事業の 1 歳児、3 歳児の配置基準と同じ配置基準を条例に盛り込むこと。</p> <p style="text-align: center;"> { 1 歳児 6 : 1 → 4.5 : 1 3 歳児 20 : 1 → 15 : 1 } </p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 条例案 (国基準による) 1 歳児 6 : 1、3 歳児 20 : 1 </p>	<p>○ 条例に反映しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、単県の補助制度により、各施設や市町村が基準の範囲内で状況に応じて柔軟に職員配置が可能となるようにしています。引き続き、基準は国基準どおりとし、補助制度により職員配置の推進を行う予定です。 ・ また、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度においては、3 歳児に対して職員を 15 : 1 の配置にした場合には、施設への給付額が加算される予定です。 ・ なお、基準を上回る職員の配置に努める旨の努力規定を設ける予定としています。
職員配置 (1 クラスの人数)	<p>・ 3 歳以上児のクラスは、30 人以下とすること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 条例案 (国基準による) 1 クラス 35 人以下 </p>	<p>○ 条例に反映しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 クラス 30 人を超えた場合には、学年の人数に応じて職員配置基準により 1 人以上追加となります。 ・ なお、35 人を下回る子どもで学級を編制するよう努める旨の努力規定を設ける予定としています。
調理室	<p>・ アレルギー対応やその日の子どもたちの体調への迅速な対応を考えると調理室は必置にすること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 条例案 (国基準による) 施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合にあつては、調理室を設けないことができる。 規則案 (国基準による) 食事を施設内で調理する方法により提供する子どもの数が 20 人未満である場合 </p>	<p>○ 条例に反映しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の円滑な移行を推進するため、食事を提供する子どもの数が 20 人未満の場合は調理室までは求めずに調理設備で可とするものであり、調理員を設置し、自園調理を行うことには変わりはないため、迅速な対応は十分に可能と考えます。 ・ アレルギーや安全対策については、十分に注意を払うよう注意喚起します。 ・ なお、現行の保育所基準と同じく、3 歳以上児への食事提供については、アレルギー対策や体調への迅速な対応が可能であるなどの一定の要件を満たせば外部搬入を可能とします。